

## 提出書類一覧（農用地利用計画変更）

1. 農用地利用計画変更申出書
    - ※必要事項を記載、押印のうえ提出
    - ※相続が完了していない場合は相続人同意書を提出
  2. 位置図（1／10，000程度）
  3. 付近見取図（1／2，500程度）
  4. 字図（1／1，000程度）**※地域計画変更（除外）の手続きをしている場合は不要**
    - ※所有者、地番、地目等が見えるもの
  5. 土地登記事項証明書（全部事項証明）の写し
    - ※申出日以前3ヶ月以内のもの
  6. 事業計画図（申出地内の配置図、平面図、断面図及び立体図等）
    - ※駐車場、資材置場等については土地造成・構造物の計画図
    - ※汚水、雨排水の処理計画及び排水経路を示す図
    - ※非農地証明の場合は現況図
  7. 土地・家屋名寄台帳の写し
    - ※税の窓口へお問い合わせください
  8. 利用候補地検討表
    - ※別紙「利用候補地検討表」記載例のとおり
  9. 申出同意書（関係権利者）
    - ※申出地の名義が複数人の所有になっている場合等
  10. 誓約書
    - ※土地所有者（申出人）及び転用者の署名捺印のうえ提出
  11. 意見書 **※地域計画変更（除外）の手続きをしている場合は不要**
    - ※申出地の水利権者（農区長、又は生産組合長等）に計画内容を説明後、  
印鑑をいただいでください
  12. 委任状
    - ※土地所有者が申出者以外の人へ委任する場合に必要となります
  13. 隣接者及び耕作者同意書 **※地域計画変更（除外）の手続きをしている場合は不要**
    - ※申請地に隣接農地がある場合及び地権者以外の耕作者がいる場合
- ※上記書類を1部提出してください**

### ※受付後、追加書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください

- ※農用地利用計画変更申出書の締め切りは、4月、8月、12月末日の年3回です。  
（末日が市役所の閉庁日の場合は、その前日までとなります。）  
事前の相談をされた上で、全ての添付書類が揃った申出書について受付を行います。  
※締め切りから認可までの期間は、概ね6～8ヶ月程度を要します。  
（異議申立や審議状況等によっては更に日数を要する場合があります。）  
※変更申出に係る計画面積が1,000㎡以上の場合は、飯塚市開発指導要綱の対象となる場合がありますので、本庁都市計画課と事前協議をお願いします。  
※放流協議については、本庁農林振興課及び各支所経済建設課へお問い合わせ願います。